

令和 5年 5月 31日

奈良県議会議長

岩田国男 殿

氏名 植村佳史

令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。



令和 5 年度4月分政務活動費収支報告書

氏 名 植村 佳史

1. 収 入

政務活動費 280,000 円

2. 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	20,855	調査研究活動経費等
研 修 費	0	
広報広聴費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	4,315	新聞、雑誌、書籍購入費等
事務所費	0	
事 務 費	4,900	事務用品購入費、電話代
人 件 費	169,567	雇用職員給与等
合 計	199,637	

3. 残 余

80,363 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

会計帳簿

(令和 5 年 5 月分) 2023年 会派・議員名 藤村 佳史 (単位：円)

年月日	領収書等 番号	具体的な内容・用途	収入額	支出額	抵当率 (%)	政務活動費 充当額	使途項目(充当の内訳)						人件費	
							調査研究費	研修費	広聴広報費	印刷費等	会議費	資料作成費		資料購入費
23.5.15	10	補助職員給料(4月分)		43,085	50.0	21,542								21,542
23.5.16	11	内外情勢調査会 年会費 (R5.4月分) 懇親 会費を除く		16,500	78.0	12,870	12,870							
23.5.25	12	インターネット接続利用料(4月分)		880	50.0	440							440	
月計		差引残高(収入-政務活動費充当額)-34,852		60,465		34,852	12,870						440	21,542
累計		差引残高(収入-政務活動費充当額) 80,363	280,000	388,304		199,637	20,855			4,315			4,900	169,567

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費	資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会活動と按分
13	'23.4.11	1,986	50	993	

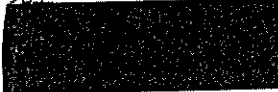
ガソリン代 (12,490)
ミータス関西支店 古市 SS



納品書(領収書)

2023年04月11日 10:44

売上



車両番号 実車番

0026-00

レギュラーガソリン P-25

12.49L

163円 ¥2,036

(QRコード)値引 4円 -¥50

値引後単価 159円 ¥1,986

合計 ¥1,986

(消費税10%対象 ¥1,986

内消費税等 ¥181)

クレジット支払

A000000031010

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0074998

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

消費税前表示の丸い場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税には、地方消費税が含まれています。

ミータス(株) 関西支店 古市SS

奈良県 奈良市古市町784-2

TEL:0742-93-3862 SS-640130

レシートNo 1863-09 デ-5No5029-5032

共通番号17-09536

006山下

2023/04/11

領収書等添付用紙

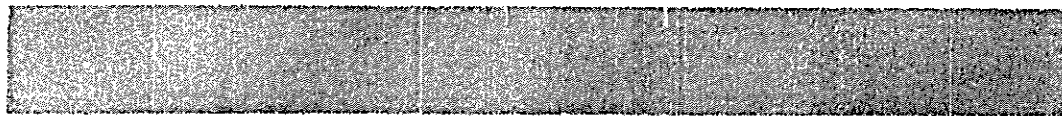
会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

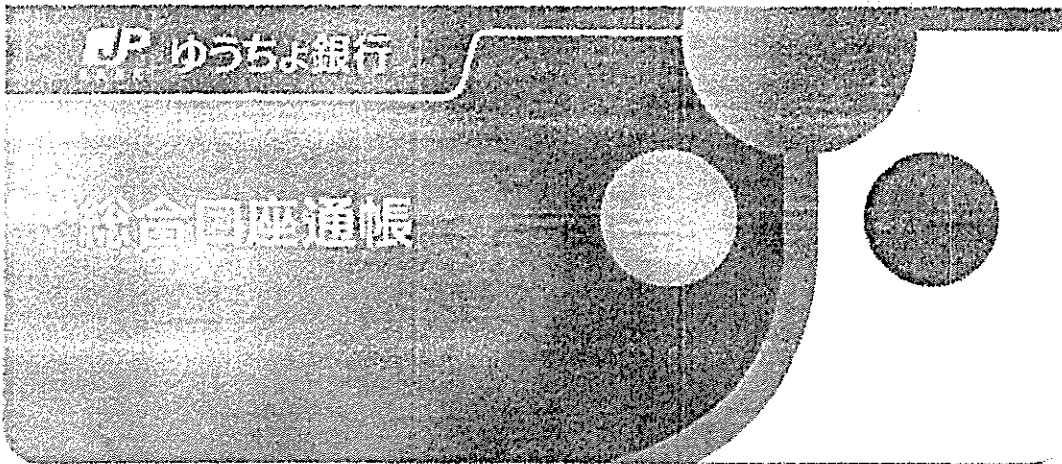
使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 <u>人件費</u>	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活 動費充 当額	按分率の説明
					後援会と按分
1	'23.4.14	139,210	50	69,605	

2023年 3月分給料 XXXXXXXXXX



植村 佳史 様



5-04-14 XXXXXXXXXX 送金 139,210

領収書等添付用紙

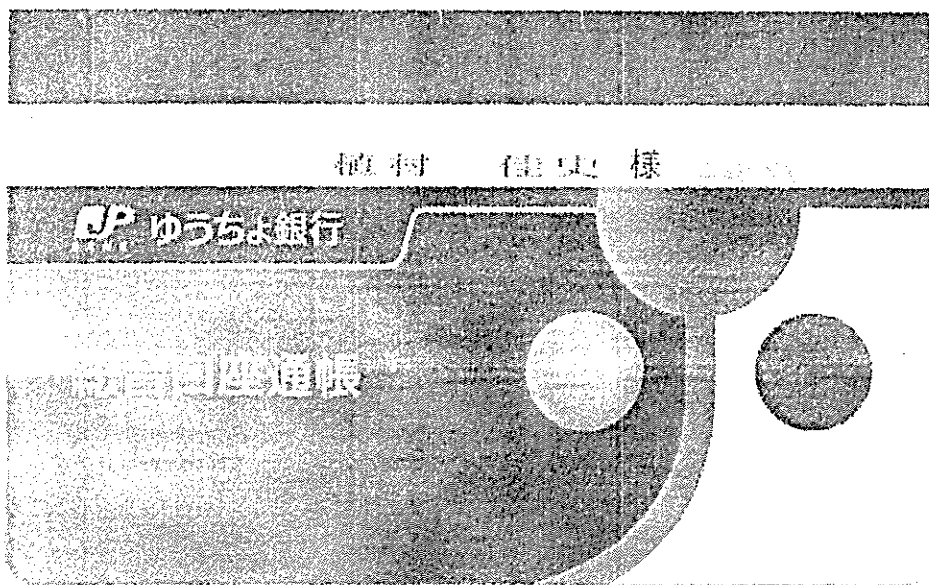
会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ <u>人件費</u>	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
2	'23.4.14	156,840	50	78,420	

2023年 3月分給料 XXXXXXXXXX



5-04-14 XXXXXXXXXX 送金 156,840

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

使途項目

調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会活動と按分
3	23.4.23	4,686	50	2,343	

ガソリン代 (30.630)
ミータス関西支店 古市SS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月23日 14:39

売上

車両番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-04
30.63L *
157円 ￥4,809
(ORクーポン値引) 4円 -￥123
値引後単価 153円 ￥4,686
合計 ￥4,686
(消費税10%対象) ￥4,686
内消費税等 ￥426
クレジット支払
A0000000031010

有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 0021875

現金でお買上げの場合は領収書を控えとして頂きます。
消費税前表示の金額は消費税を請求額として
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれております。

ミータス(株)関西支店 古市SS
奈良県 奈良市古市町784-2
TEL:0742-93-3862 SS-640130
シートNo 3427-02 〒-9No6206-6209
共通番号17-14011
006山下 2023/04/23

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ <u>事務費</u> ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
4	'23.4.24	8,041	50	4,020	

事務所固定電話料金 (2023年 4月分)

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-04-2445214		料金払込 PE
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N137	*8,041	
	残高	
42N1		
4610174357384		
払込金額		*8,041円
払込内容 NTTファイナンス		
2023年 4月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

請求書 (西日本ご利用分)

630-8144
奈良市東九条町106

奈良県議会議員 植村佳史 様

郵便区内特別

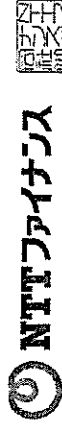


Webでのお問い合わせ先



023042101043436213

20406



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月17日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
(運付先)

〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M2002111005 20406 20301 00 J
01 000000 10 23040301J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5032-8872 4610-1743-57384	2023年 4月ご請求分	8,041円	2023年 5月 1日 (月)

お 知 せ
【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTT西日本分ご請求額
(合計) 8,041円

8,041円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***
フレッツ光の割引サービス (光もともっと割、Web光もともっと割、どんと割、どんと割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。
* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

領収書等添付用紙

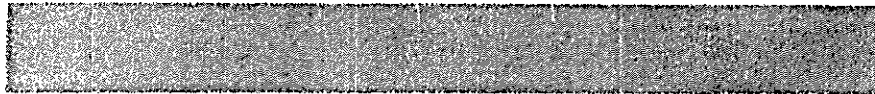
会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

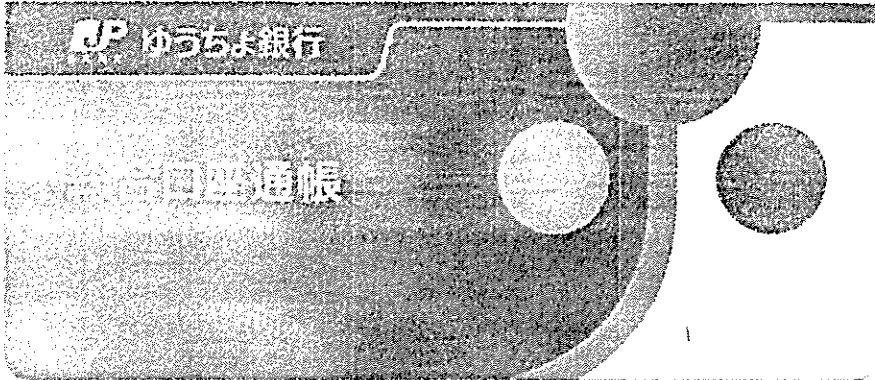
使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 (事務費) ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
5	'23.4.25	880	50	440	

事務所インターネット 3月 接続利用料 (KCNハイスピードプラン200M)



植村 佳史 様



5-04-25 (K C N) 自払 880

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会活動と按分
6	'23.4.28	2,346	50	1,173	

ガソリン代 (15.04L)
ミータス関西支店 古市SS

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月28日 13:55

売上

車向番号 実車番
0026-00
レギュラーガソリン P-04
15.04L *
159円 ¥2,391
(QRコード値引 3円 -¥45)
値引後単価 156円 ¥2,346
合計 **¥2,346**
(消費税10%対象 ¥2,346)
内消費税等 ¥213
クレジット支払
A0000000031010

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0027990

現金でお買い上げの場合は領収書、カネかきでお願いします。

消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて

ご請求いたします。

消費税額は、地方消費税が含まれています。

ミータス(株) 関西支店 古市SS

奈良県 奈良市古市町784-2

TEL: 0742-93-3862 SS-640130

ネットNo 6339-02 テレホンNo 6710-6713

九州通番 17-15399

006山下

2023/04/29

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費	資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					懇親会費が含まれるため
7	'23.4.28	5,220	66.6	3,476	

奈良政策研究会 会費 2023年 4月分



17	05-04-28	自動送金	5,000	ナラセイサクケンキョウカ
18	05-04-28	手数料	110	フリコミテスウリヨウ
19	05-04-28	手数料	110	フリカエテスウリヨウ

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ <u>資料購入費</u> ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
8	'23.4.30	7,700	50	3,850	

「産経・奈良新聞（奈良新聞電子版を含む）」購読料 4月分

2023年4月度 領収証
白毫寺町570-1

店区	読者No.
0497	0177-00

植村 佳史 様

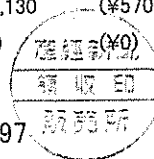
銘柄	部数	定価
産経新聞 セット ※	1	4,400
奈良新聞フル ※	1	3,300

合計金額
¥7,700

上記金額には消費税等込
※は軽減税率適応品目
8% : ¥7,130 (¥570)
10% : ¥0



産経新聞奈良中央専売所
奈良市西木辻町100-1
TEL: 0742-23-4396 FAX: 0742-23-4397
毎度ありがとうございます。



4/30

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 4 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ <u>資料購入費</u> ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
9	'23.4.30	930	50	465	

「しんぶん赤旗」購読料 4月分

新聞・雑誌名 **植村 佳史** 様
印 金 額

「しんぶん赤旗」日曜版 1 930



領 収 書

930 円

2023 年 4 月分

上記の金額に消費税は含まれていません。
ありがとうございます。

〒630-8014
奈良市四条大路2-2-16
日本共産党奈良
TEL0742-XXXXXX

暮らしに役立つ・世界がわかる「しんぶん赤旗」のご愛読ありがとうございます。引き続きのご購読をよろしくお願ひします。

4/30

領収書等添付用紙

会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 5 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ <u>人件費</u>	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
10	'23.5.15	43,085	50	21,542	

4月分給料 XXXXXXXXXX 4/9 から 4/30 までの分

ゆうちょ銀行あて振替

送金結果

以下の内容で、ゆうちょ銀行あて振替を受け付けました。

受付日時：令和 5 年 5 月 15 日 17 時 42 分
 受付番号：515173899827

送金元口座

送金元口座	[REDACTED] (代表)
-------	--------------------

送金内容

送金先口座	記号番号： [REDACTED] (ゆうちょ銀行)	
送金先口座名義人名	[REDACTED]	
送金指定日	令和 5(2023)年 5月15日	
送金元口座名義人名	植村 佳史 様 (ウエムラ ヨシフミ 様)	
ご依頼人名		
メッセージ	(指定なし)	
送金先口座名義人に対する 受入明細票の送付	送付なし	
合計金額	送金金額	43,085 円
	送金料金	0 円
	合計金額	43,085 円

7/9 ~ 7/30分

ゆうちょダイレクトサポートデスク (通話料無料)
0120-992-504

ご利用時間についてはゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。
 ※携帯電話等からもご利用いただけます。
 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。
 第12号様式(第5条関係)

領収書等添付用紙

自由民主党 植村佳史

【 令和 5 年 5 月分請求分 】

使途項目	
調査研究費	・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費	・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					懇親会費(22%)を除きすべて政務活動
11	'23.5.16	16,500	78	12,870	

(一社) 内外情勢調査会の年会費 4月分
 期間 2023 (R5) 年 4 月分 16,500 円 (年会費)
 内、懇親会費 22% (3,630 円) を除く

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-05-16	45214	A93120004
取扱店	ナラキタノショウ	
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*16,500	料金 *0

口座振替	001203
振替専	45104
振替先	内外情勢調査会
振替額	16500
お支払先	〒630-8144 奈良県奈良市東九条町108番地
ご依頼人	奈良県議会議長 植村佳史 様
印	日 附 印

振替受付票
 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
 料金には、消費税等が含まれています。
 (ゆうちょ銀行)

記号番号 ****

楽天カードゆうちょ銀行デザイン!
 新規入会で楽天ポイントもらえる!

〒630-8144

奈良県奈良市東九条町106番地

奈良県議会議員 植村佳史

様

お客様番号 071-038140

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
 送金手数料はお客様負担をお願いします。契約内容の問合せは右記まで。
 発行責任者 事務局 長
 事務担当者 東京事業推進部長
 下記振込先の口座名義人は「一般社団法人内外情勢調査会」が「インジクティン」です。

下記の金融機関へお振り込み下さい。
 みずほ銀行

請求書

奈良県議会議員 植村佳史

様

請求金額 16,500円
 (消費税等 1,500円を含む)

請求期間 令和5年4月~令和5年4月
 (支払期日 令和5年5月31日)

種類

会費

請求日

請求番号 4034190



数量	月額	月数	請求金額
1	15,000	1	15,000
10%	【対象金額】		15,000
	【消費税等】		1,500

配信先 (敬称略)

本会の会費は、昭和32年3月22日付国税庁長官により「支出した事業年度の損金に算入」することができます。

領収書等添付用紙

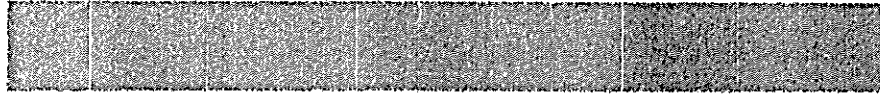
会派・議員名 植村 佳史

【 令和 5 年 5 月分請求分 】

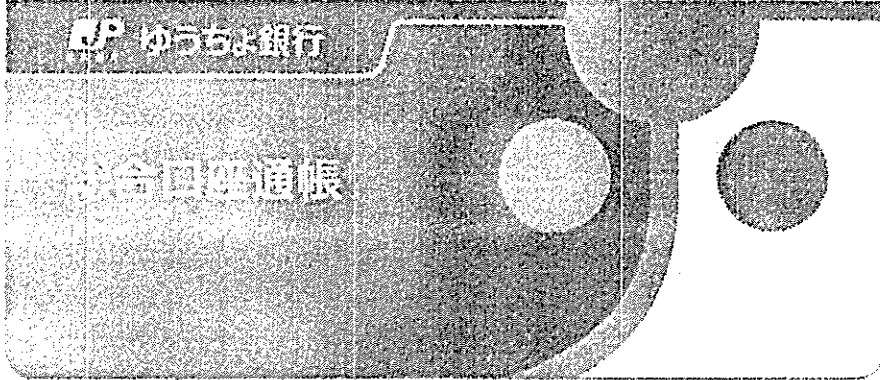
使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ <u>事務費</u> ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					後援会と按分
12	'23.5.25	880	50	440	

事務所インターネット 4月 接続利用料 (KCNハイスピードプラン200M)



植村 佳史 様



5-05-25 | (K C N) | 自払 | 880

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 自民党 植村佳史				
年 月 日	令和5年 4月 28日			
年会費名	奈良政策研究会 会費			
相手方	奈政策良研究会			
年会費支払目的	奈良県政の為の議員活動に役立てるため各種情報収集を行う目的とする			
按分率の説明	昼食代の費用を除く66.6%とする 毎月会費5,220円のうち3,476円を充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。 ◆本会の活動頻度 年4回(2、5、6、8、11月)に講演会を開催。尚、8月は県外研修をする ◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加 ◆効果: 毎年県政にとって時局的なテーマを提案されて政策立案に有効。 			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	4月会費 4/28	5,220円	研修会・講演会等費用	7
	5月会費		研修会・講演会等費用	
	6月会費		研修会・講演会等費用	
	7月会費		研修会・講演会等費用	
	8月会費		研修会・講演会等費用	
	9月会費		研修会・講演会等費用	
	10月会費		研修会・講演会等費用	
	11月会費		研修会・講演会等費用	
	12月会費		研修会・講演会等費用	
	1月会費		研修会・講演会等費用	
	2月会費		研修会・講演会等費用	
	3月会費		研修会・講演会等費用	
	4月分合計 5,220円(昼食代を除く66.6%の円を充当する)			
備考	添付資料: 奈良政策研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約（案）

(名称) 第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目的) 第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事業) 第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発行及び配付。
- (4) 関係団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構成) 第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

(役員) 第5条 2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名	(4) 政策委員長5名
(2) 副会長2名	(5) 会計1名
(3) 幹事長1名	(6) 会計監査2名

- 2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。
- 3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任期) 第6条 役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会) 第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認められた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改定、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営) 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費) 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度) 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査) 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他) 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 自由民主党 植村佳史

年 月 日	令和 5年 5月 16日			
年会費名	(一社)内外情勢調査会 会費 (4月分のみ)			
相手方	(一社)内外情勢調査会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	懇親会費を除きすべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 講演活動・資料提供・会報誌発行により国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進</p> <p>◆本会の活動頻度 全国懇談会・全国151カ所の支部での支部懇談会(講演会)10回以内開催、講演会の年間開催回数は1500回超・会報誌年12回</p> <p>◆参加者の状況 国会議員・地方議員・行政・一般県民等約150人</p> <p>◆効果：講師には、有力政治家、経済団体首脳、海外主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家がおり地方行政の諸問題改善に効果がある。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	16,500円	R5年4月分 月額15,000円+消費税10% の内22%の懇親会費を含む	11
	合計	12,870円(懇親会費22%を除く)		
備考	添付資料：年会費請求書等			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

定款・規程

目次

定款	1
会費規程	20
講演会運営・支部規程	23
役員報酬及び費用に関する規程	26
情報公開規則	29

一般社団法人内外情勢調査会

- (3) 前号にて収集した情報、資料の解釈、分析、編集、配布
 - (4) 前2号の委託および受託
 - (5) 図書等の刊行
 - (6) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内および海外で行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 一般会員 この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人
- (3) 名誉会員 この法人に功勞のあった者又は学識経験者で会長が承認した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員および一般会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総

一般社団法人内外情勢調査会定款

昭和29年12月1日設立

昭和30年2月4日許可

平成15年11月1日改定

平成24年4月1日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会等の開催
- (2) 国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査

- 1 -

会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

2 前項の会費については、その全額を管理費用のために充当することができる。

(会員の特典)

第8条 会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の配布を受けることができる。

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納付しない

- 2 -

- 3 -

き

- (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (4) 死亡、解散又は破産したとき
- (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定め

ことはできない。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

られた事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会務の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会務の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 第15条第3項第2号の規定に基づく臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第18条 総会は総正会員数の過半数の出席がなければ開催する

3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された筆事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上11名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団

法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任)

第25条 理事、監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常任理事1名を選定することができる。
- 5 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 監事は、この法人又はその子法人の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、常任理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 8 -

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。

5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の総決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする

- 9 -

ことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるところによる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第32条 この法人に、任意の顧問として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べること
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決定する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 10 -

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定(開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項、第3項の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3号の場合は理事が、前条第4号の場合には監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第2号又は前条第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

- 11 -

- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の会員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定尾数)

第38条 理事会は、定数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電機的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 12 -

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の種類)

第44条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合に、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

(事業年度)

- 13 -

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 公益目的支出計画実施報告書(以下、「実施報告書」という。公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。)

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 14 -

3 第1項第1号から第5号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、実施報告書を法令で定める日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 第1項第6号の実施報告書については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、計算書類等について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第50条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第52条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

- 15 -

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第54条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が合併をしたときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの承認を受けるまでは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が解散(合併による解散を除く。)をしたときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの承認を受けるまでは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第57条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令

の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、所要の職員を置く。
3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告の方法は電子公告による。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。

中田正博

4 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事…中田正博 越後正人 本多常雄 緒方四十郎 佐々濱行

川島廣守 曾野綾子 行天豊雄 石原信雄 斎藤邦彦
監事…永井良孝 鮫島忠男

一般社団法人内外情勢調査会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会（以下「この法人」という。）の定款第7条に基づき、会費の納入に關し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 正会員および一般会員は、入会する支部により設定された次の年会費（税別）を納入しなければならない。

年会費 240,000 円…東京本部懇談会

年会費 204,000 円…城南、城北、東京北、銀座、東京東、葛飾、新宿

年会費 192,000 円…札幌、宮城、多摩、青梅、武蔵野、八王子、横浜、横浜みなど、千葉、さいたま、名古屋、静岡、大阪、河北、堺・泉州、大阪南、東大阪、大阪シティ、北おおさか、京都、神戸、広島、福山、広島中央、福岡

年会費 180,000 円…室蘭、苫小牧、帯広、釧路、旭川、函館、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、庄内、福島、郡山、いわき、会津、江戸川、飛鳥、川崎、平塚、小田原、横須賀、武相、川崎北、厚木中央、湘南、東葛、南房総、東葛北部、成田、熊谷、川口、

- 20 -

附則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

- 22 -

川越、埼玉東部、埼玉西部、群馬、桐生、宇都宮、足利、佐野、栃木県北、茨城、茨城県南、山梨、富士、長野、上田、松本、諏訪、新潟、長岡、知多、春日井、岡崎、豊田、刈谷、西尾、豊橋、浜松、沼津、清水、岳南、中東遼、志太、島田圏環、岐阜、大垣、東濃、津、四日市、松阪、富山、石川、福井、尼崎、姫路、阪神、滋賀、滋賀北、奈良、和歌山、呉、岡山、倉敷、鳥取、米子、松江、山口、宇部、周南、岩国、下関、松山、新居浜、今治、南予、宇和高、香川、徳島、高知、久留米、北九州、佐賀、長崎、長崎県央、佐世保、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

年会費 150,000 円…西武、さわやか

年会費 100,000 円…飛騨

(会費の納期)

第3条 正会員および一般会員は、入会時および入会期間更改時の1カ月前までに、年会費の全額を納付しなければならない。ただし、会員が官公庁の場合に限り、会費3カ月分（年会費の4分の1）ごとの後払いによる納付を認めるものとする。

(会費の免除)

第4条 名誉会員の会費は免除することができる。

- 21 -

一般社団法人内外情勢調査会

講演会運営及び支部規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の定款第4条第1項1号に定める講演会等の開催に關し必要な事項を定める。

(講演会等の種類)

第2条 講演会等は、全会員を参加対象とする全国懇談会と、各地域の会員で構成する支部で開催する支部懇談会とする。

(講演会等の開催回数)

第3条 全国懇談会と各支部懇談会の開催回数は、それぞれ年間10回以内とする。

(支部)

第4条 各地域の支部は次の通りとする。

【北海道地区】札幌、室蘭、苫小牧、帯広、釧路、旭川、函館

【東北地区】宮城、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、庄内、福島、郡山、いわき、会津

【関東・甲信越地区】東京本部懇談会、城南、城北、東京北、

銀座、東京東、江戸川、葛飾、西武、新宿、さわやか、飛鳥、多摩、青梅、武蔵野、八王子、横浜、川崎、平塚、小田原、横

須賀、武相、川崎北、横浜みなど、厚木中央、湘南、千葉、東葛、南房総、東葛北部、成田、さいたま、熊谷、川口、川

越、埼玉東部、埼玉西部、群馬、桐生、宇都宮、足利、佐野、栃木県北、茨城、茨城県南、山梨、富士、長野、上田、

松本、諏訪、新潟、長岡

- 23 -

(中部・東海・北陸地区) 名古屋、知多、春日井、岡崎、豊田、刈谷、西尾、豊橋、静岡、浜松、沼津、清水、岳南、中東送、志太、島田、駿原、岐阜、大垣、東濃、飛騨、津、四日市、松阪、富山、石川、福井

(近畿地区) 大阪、河北、東大阪、堺、泉州、大阪南、北おおさか、大阪シティ、京都、神戸、尼崎、姫路、阪神、滋賀、滋賀北、奈良、和歌山

(中国・四国地区) 広島、呉、福山、広島中央、岡山、倉敷、鳥取、米子、松江、山口、宇部、周南、岩国、下関、松山、新居浜、今治、南予、宇和島、香川、徳島、高知

(九州・沖縄地区) 福岡、久留米、北九州、佐賀、長崎、長崎県央、佐世保、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(支部役員)

第5条 支部には、役員として、支部長を置くほか、必要に応じて副支部長、支部長代理、顧問を置くことができる。

2 支部長、副支部長、支部長代理、顧問は、会長が会員に委嘱する。

3 支部役員は無報酬とする。

(支部役員の役割)

第6条 支部長は、会長の指示に従い、支部の運営を司る。

2 支部長代理及び副支部長は、支部長を補佐して支部の運営に当たる。

3 支部顧問は、支部の運営について支部長の諮問に応じる。

(支部事務局)

第7条 支部には、事務局長を置くほか、必要に応じて事務局次長及び参与をおくことができる。

2 事務局次長、事務局次長及び参与は会長が任免する。

3 事務局次長は、支部長の指示を受けて事務を執行する。

4 事務局次長及び参与は、事務局長を補佐し、その指示を受けて事務を執行する。

(支部の新設、統合、廃止)

第8条 支部の新設、統合、廃止は、会長がこれを決定し、理事会に報告する。

附則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

一般社団法人内外情勢調査会情報公開規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人内外情勢調査会(以下「この法人」という。)の定款第60条の規定に基づき、情報公開について、必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 第5条に規定する情報公開の対象資料を閲覧ないし謄写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(管理)

第4条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が統括管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 この法人において情報公開の対象とする資料(以下「公開対象資料」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表

(7) 附属明細書

(8) 事業計画書

(9) 収支予算書

2 公開対象資料は、原則として、一般の閲覧に供するものとする。この公開対象資料(前項第1号、第2号及び第3号を除く)は総会で承認を得たものの「写し」とする。

3 公開対象資料は、この法人が定める場所に常時備え置くものとする。

4 公開対象資料の備え置き期間等は、次の通りとする。

(1) 第1項第1号(定款)、第2号(役員名簿)及び第3号(社員名簿)については、可能な限り最新の状態で常に備えて置かなければならない。

(2) 第1項第4号(事業報告書)から第7号(附属明細書)までについては、当該事業年度の終了後、原則として3カ月以内に備え、5年間備えて置かなければならない。

(3) 第1項第8号(事業計画書)及び第9号(収支予算書)については、当該事業年度の開始後、原則として3カ月以内に備え、次事業年度の事業計画書及び収支予算書が備えられるまで、備え置かなければならない。

5 第1項第5号(正味財産増減計算書)から第7号(附属明細書)まで及び第9号(収支予算書)については、公益法人会計基準に準拠して作成されたものとする。

(閲覧場所等)

第6条 この法人の公開対象資料の閲覧場所は、事務局とする。

一般社団法人内外情勢調査会

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会（以下「この法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は、報酬月額と賞与とし、非常勤役員に対しては必要の都度、定額を支払うことができる。
 - 3 常勤役員の報酬月額は、職員の給与支給基準に準じて支給する。
 - 4 常勤役員の賞与は、職員の賞与支給基準に準じて支給する。
 - 5 使用人兼務の常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって常勤役員報酬と使用人給与に区別して支給する。ただし、特

- 2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

(閲覧の申請手続等)

第7条 この法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、閲覧申請書(様式1)に必要な事項を記載の上、会長に提出しなければならない。

- 2 公開対象資料について、転記又は複写の要請があったときは、その内容、数量等から総合的に判断し、その認否を決定するものとする。

(費用の負担)

第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。

- 2 前条第2項の規定により複写を認めたときは、これに要する実費を徴収するものとする。

(インターネットによる情報公開)

第9条 第5条第1項に規定する公開対象資料は、同条第2項の規定にかかわらず、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」の定めるところにより、これをインターネットにより公開することができるものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日(平成24年4月1日) から施行する。

に区別の必要のないと認められるときは、職員の給与として支給する。

- 6 常勤役員の報酬月額は、職員給与の支給日に支給する。
- 7 常勤役員の所得税、社会保険料等及び控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除する。

(通勤費)

第4条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(費用)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日(平成24年4月1日) から施行する。

〒104-8178 東京都中央区銀座5丁目15番8号

一般社団法人内外情勢調査会

電話：03-3546-7040

令和元年10月1日発行

令和4年度 雇用状況報告書

会派・議員名 植村 佳史

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月 31日			
④ 職務内容	政務活動に係る補助及び後援会事務			
⑤ 給料(賃金)	950 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考	交通費有			

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)		
就業場所	奈良市東九条町106 (近畿レンタカー内)		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	13:00~17:00 週4日程度		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (<input type="checkbox"/>)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日(毎月 末 日) 賃金支払日(毎月 15日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2022年 4月 1日</div> 雇用者 植村 佳史 被雇用者 [REDACTED]			

政務活動補助業務賃金台帳(2022年度)(令和4年)


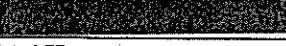

【議員名 植村 佳史】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2019.5.1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	15	13	15	12	18	11	16	14	12	20	16	21			183
労働時間数	59.50	49.50	51.00	40.50	70.00	40.50	57.00	48.00	47.00	45.00	89.50	143.00			740.50
時間外労働															0.0
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
基本給	56,525	47,025	48,450	38,475	66,500	38,475	54,150	45,600	44,650	76,950	85,025	135,850			737,675
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	2,475	2,080	2,400	1,920	2,826	1,815	2,560	2,240	1,920	3,200	2,560	3,360			29,356
課税合計	59,000	49,105	50,850	40,395	69,326	40,290	56,710	47,840	46,570	80,150	87,585	139,210			767,031
非課税合計															0
総支給額	59,000	49,105	50,850	40,395	69,326	40,290	56,710	47,840	46,570	80,150	87,585	139,210			767,031
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額	59,000	49,105	50,850	40,395	69,326	40,290	56,710	47,840	46,570	80,150	87,585	139,210			767,031
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額	59,000	49,105	50,850	40,395	69,326	40,290	56,710	47,840	46,570	80,150	87,585	139,210			767,031
領収印															







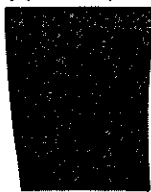
令和4年度 雇用状況報告書

会派・議員名 植村 佳史

① 雇用者	氏名  住所  電話番号 
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	令和4年 4月 1日～ 令和5年 3月 31日
④ 職務内容	政務活動に係る補助及び後援会事務
⑤ 給料(賃金)	870円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	交通費有

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話 
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2022年 10月 1日から 2023年 3月 31日まで	
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/>)	
就業場所	奈良市東九条町106 (近畿レンタカー内)	
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務	
就業時間 (休憩時間)	9:00~12:00 週5日程度	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 (<input type="checkbox"/>)	
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 900 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 末 日) 賃金支払日 (毎月 15日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right;">2022 年 10月 1日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 植村 佳史 被雇用者  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>		

政務活動補助業務賃金台帳(2022年度)(令和4年)

【議員名 植村 佳史】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	歴入年月日	2020.4.1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	21	19	21	20	21	13	20	15	20	18	23	24			235
労働時間数	73.00	68.00	77.00	68.50	69.75	45.75	68.25	54.50	77.75	102.25	142.75	170.00			1,017.50
時間外労働															0.0
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
基本給	63,510	59,160	66,990	59,595	60,683	39,803	61,425	49,050	69,975	91,935	128,475	153,000			903,601
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	3,465	3,040	3,360	3,200	3,297	2,145	3,200	2,400	3,200	2,880	3,680	3,840			37,707
課税合計	66,975	62,200	70,350	62,795	63,980	41,948	64,625	51,450	73,175	94,815	132,155	156,840			941,308
非課税合計															0
総支給額	66,975	62,200	70,350	62,795	63,980	41,948	64,625	51,450	73,175	94,815	132,155	156,840			941,308
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額	66,975	62,200	70,350	62,795	63,980	41,948	64,625	51,450	73,175	94,815	132,155	156,840			941,308
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額	66,975	62,200	70,350	62,795	63,980	41,948	64,625	51,450	73,175	94,815	132,155	156,840			941,308
領収印															

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

令和5年度 雇用状況報告書

会派・議員名 植村 佳史

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和5年 4月 1日～ 令和6年 3月 31日			
④ 職務内容	政務活動に係る補助及び後援会事務			
⑤ 給料(賃金)	950円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考	交通費有			

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2023年 4月 1日から 2023年 4月 30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良市東九条町106 (近畿レンタカー内)		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会事務		
就業時間 (休憩時間)	9:00~12:00 週4日程度		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ()		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 950円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 末 日) 賃金支払日 (毎月 15日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 2023年 4月 1日 雇用者 植村 佳史 被雇用者 [REDACTED]			

政務活動補助業務賃金台帳(2023年度)(令和5年)

【議員名 植村 佳史】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2019.5.1
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	11														11
労働時間数	43.50														43.50
時間外労働															0.0
休日労働															0.0
深夜労働															0.0
基本給	41,325														41,325
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)	1,760														1,760
課税合計	43,085														43,085
非課税合計															0
総支給額	43,085														43,085
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額	43,085														43,085
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額	43,085														43,085
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。